

事務連絡
令和2年9月3日

各都道府県消防防災主管課
東京消防庁・各指定都市消防本部

]御中

消防庁予防課

飛沫防止用のシート設置に係るリーフレットの作成について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の観点から設置される飛沫防止用のシートの火災予防上の留意事項については、「飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について」（令和2年6月1日付け事務連絡）及び「飛沫防止用のシートに係る火災予防上の留意事項について（情報提供）」（令和2年7月22日付け事務連絡）により周知したところです。

今般、飛沫防止用のシート設置に係るリーフレットを作成し、消防庁ホームページに掲載しましたので、火災予防啓発を行う様々な機会を捉え、ご活用いただきますようお願いいたします。

(URL : https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/items/himatsuboushi_leaflet.pdf)

なお、当該リーフレットにつきましては、消防庁からの配布は致しませんので、ご留意願います。

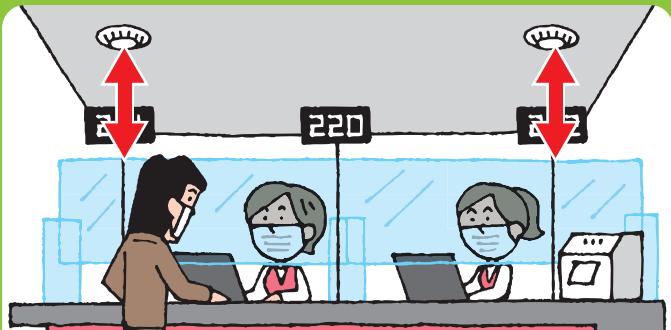
各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知されるようお願いします。

消防庁予防課企画調整係
担当：木村、能仁
電話：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533

新型コロナウイルスの感染防止対策で設置する 「飛沫防止用シート」の火災に注意!



火気や熱を発する機器から距離をとる。
コシロなどの火気や白熱灯のような照明器具からは、離して設置しましょう。



火災感知器やスプリンクラーの近くに設置しない。
正常な動作の妨げになります。



誘導灯を隠さない。
避難経路に設置しない。
火災の際に避難の支障にならないよう注意してください。



飛沫防止に必要な分を設置する。
可燃物の量を減らして、火災リスクを減らす。



燃えにくい素材のものを選ぶ。
難燃・不燃性のあるものや防炎品をおすすめします。



同じ素材なら板状のものを選ぶ。
フィルム状のものに比べて燃え広がりにくいです。

